

甲南大学大学院法学研究科法務専攻に対する認証評価結果

I 認証評価結果

評価の結果、貴大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）は、法令が定める科目の開設状況とその内容の適切性（評価の視点2-1）、学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮（評価の視点2-3）、カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置（評価の視点2-4）に重大な問題を有しており、その状況を総合的に判断した結果、教育の質に重大な欠陥が認められることから、本協会の法科大学院基準に適合していないと判定する。

II 総評

貴大学大学院法学研究科法務専攻（以下「貴法科大学院」という。）は、日本の社会経済をリードするため、広義の「ビジネス」に関わる法律実務を担う法曹の養成を主たる目的として掲げ、この目的を踏まえて、高度の専門性が求められる法曹の養成を担うための深い学識及び卓越した能力を培うという教育研究上の目的を設定しており、これらはいずれも法科大学院制度の目的に適合しているものと認めることができる。また、これらの目的については、教職員や学生などに各種の機会において適切に周知がなされるとともに、ホームページや「甲南大学法科大学院パンフレット」等により、社会一般に公開されている。さらに、上記の目的の達成状況やあり方については、修了生に対するアンケートの結果等に基づきつつ、検証が試みられている。本協会は、上記のような貴法科大学院の各目的を踏まえ、今回の認証評価を行った。

貴法科大学院の課程修了要件は、法令上の基準を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているといえることができる。また、履修指導体制及び学習相談体制は適切に整備され、授業方法も適切に実施されているものと認められる。さらに、学生による「授業アンケート」については、2012（平成24）年度前期の場合、回収率が95.3%と極めて高い数値を示しており、高く評価することができる。

くわえて、法令上求められている必要専任教員数は12名であるが、2012（平成24）年度には24名、2013（平成25）年度には23名の専任教員がおり、充実した教員組織を構成している。

そして、学生生活への支援の面でも、相談体制や奨学金等の経済的支援体制が整備されており、施設・設備及び図書館も充実が図られ、事務組織及び管理運営の面でも十分

な態勢がとられている。

しかしながら、貴法科大学院のカリキュラム編成及び履修制度に関しては、以下のとおり、改善を勧告すべき深刻な問題が存在している。

第1に、貴法科大学院においては、修了要件総単位数が94単位、必修科目の総合計が88単位であるが、残りの6単位分については、いずれの科目群からも自由に選択することが可能な履修制度となっている。これは法律基本科目群も例外ではなく、仮にも自由選択枠の6単位を上記の法律基本科目群の選択科目（「公法特論」「公共法務」「民法入門Ⅰ」「民法入門Ⅱ」及び「刑法Ⅲ」）から選択した場合には、修了要件単位として法律基本科目を最大66単位まで修得することができることとなり、しかれば、修了要件総単位数94単位に占める割合が、63.8%（60単位）から70.2%（66単位）に上昇することとなる。そして、実際に2012（平成24）年度及び2013（平成25）年度の履修登録者数を確認したところ、大半の学生が自由選択枠を利用して、法律基本科目群の選択科目を履修していることが判明した。

第2に、展開・先端科目群に分類されている「商取引法」及び「経済刑法」は、シラバスや授業の配付資料、定期試験の問題等から判断するに、法律基本科目の実質を有する科目と認定せざるをえない。当該2科目については、その内容・分類が不適切であるばかりか、上記のような法律基本科目群の選択科目と併せて、これらを履修したならば、法律基本科目の実質的な総修得単位数が最大70単位、修了要件総単位数94単位に占めるその割合が74.5%となる。また、このような極端な履修をしないにしても、修了要件総単位数に占める法律基本科目の実質的な総修得単位数の割合が70%を容易に超過する状況にあるものということができる。

第3に、2008（平成20）年度の認証評価結果においても指摘した展開・先端科目群におけるパッケージ履修制度について言及しなければならない。当該履修制度は、展開・先端科目群において「知的財産法」「経済法」「労働法」「倒産法」及び「国際私法」の5つの分野のパッケージが開設され、学生にいずれか1つのパッケージを必ず選択し、かつ、パッケージ内のすべての授業科目（8～10単位）を履修することを義務づけるものである。2008（平成20）年度の認証評価結果においては、当該履修制度に関して、選択科目内の選択肢を狭くする可能性や、いずれのパッケージも司法試験の選択科目に対応するものであることから、履修指導如何によっては司法試験受験対策に特化した内容と受け取られかねないとの危惧を示しつつ、「問題点（助言）」として指摘した。「勧告」として指摘し、当該履修制度の廃止を求めなかったのは、上記のような貴法科大学院の目的に鑑みるならば、各パッケージは、広義の「ビジネス」に関係する分野であることが認められ、カリキュラム編成全体のバランスや指導方法によっては、履修制度の1つのあり方として肯定することも可能であると判断したからである。

しかし、現在においては、展開・先端科目群の修了要件単位数は、当時の20単位から14単位とされており、減少された6単位については、上記の自由選択枠に充てられてい

る。また、展開・先端科目群の修了要件単位数 14 単位に対して、各パッケージ内の科目の単位数の合計が 8～10 単位であるため、当該科目群において、自由に選択可能な単位数は 4～6 単位となるが、上記のとおり、当該科目群には、法律基本科目の実質を有する 2 科目が存在していることから、これら 2 科目（4 単位）を履修すると、展開・先端科目群から自由に選択することが可能な単位数は 0～2 単位（0～1 科目）となる。このような現状からするならば、2008（平成 20）年度の認証評価結果において指摘した可能性や危惧は現実のものとなっていると判断せざるをえない。

以上の 3 点に関しては、すでに自明のところであろうが、相互に関連しているものであり、その結果として、貴法科大学院のカリキュラム編成及び履修制度は、法律基本科目及びパッケージの 5 分野という司法試験の出題科目に極端に偏したものとなっているという評価を免れない。

したがって、今後は、履修制度を変更するとともに、各科目の内容の適切性についても見直しを行い、カリキュラム編成を抜本的に改善することが強く求められる。